

① グループ

5. 自治の基本原則

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案
参加と協働	市民主体	公正・公明で市民主体の市政
	協働しよう！	参加と協働
	市民参加	市民は自らの意思で参加
		市民参加の原則
		・まちづくりは平等
		・市民参加の機会を保障
		・市民参加を図る
		市政への市民参加 協働によるまちづくり
	市民・議会・行政	市民参加を促す行事を行政は立案すること
		執行機関は政策の立案・実施について市民の参画を促すものとする
議会の透明化を促し、常に市民と一体化を図る(公聴会の制度化)		
「市民参画」をあらゆる場にもってくるという、ギ会の存在イギは？		
情報共有	行政...明確なデータ等に基づき、道を提案する。市長に正しく伝える	
	ギ会...市民の意向に基づき、行政案を審議する	
	市民...みずからの意思に基づきギ会を選ぶ	
自立した自治体運営	まちづくりの理念	
	市民 議会 行政)共通	
地域理解の促進 / 人材育成	市民・議会・行政相互の交流を活性化する	
	市民への情報伝達を徹底する条例づくり	
継続的・創造的なまちづくり	市民・議会・行政はこの条例が最高規範であることを位置付ける	
	最高規範	
その他	市政運営の原則	
	地域主権の確立に力を合わせる(市民主権)	
その他	多様で個性豊かな地域社会を築く	
	人づくり 自治(将来の自治)を担えるような人間力のある人を育てる	
その他	まちづくり	
	・ふれあいと連帯	
	・福祉とおもいやり	
その他	・豊かな人間を育てる	
	・快適な自然豊かな	
	・安全安心のまち	
その他	市民 住民	
	市政の受益者は住民だけではない 現行選挙制度に足りないことだ	
	やりたいことを決めるのではなく、しなければならぬ事をきめなければならぬ条例づくり	
その他	他市の事例を見てみて...「条例で位置付けないと出来ないことなの？」と思ってしまう	

6. 市民の権利

参加する権利	○ 等しくまちづくりにかかわる権利
	審議会に市民が積極的に参加。(公募)できる制度を確立。
	公共的活動に参加する権利
	市政に参加する権利 議員の懲戒権を付与する。
知る権利	○ 知る権利
	情報公開
	情報公開を入れる。
	行政・議会の情報を積極的に開示を求める 個人情報の保護
地方自治法で定められている権利	平等にサービスを受ける権利
	行政サービスを平等に受ける
基本的人権(個人として尊重)	市民としての幸せを求めていく権利
	弱者は暮らしをサポートを受ける
	権利救済制度を設ける

7. 市民の役割と責務

自覚～参加	自覚	市民はルールを守る事 制度化されたことは実践し、常に改革の気概を保つこと
	市政への参加	市政参加
		投票しよう! 「地元だから」「若いから」「〇〇党だから」はナン!
		参政権は確実に履行し、常に行政・議会の状況を把握すること
		行政の相対効果と評価制度を確立すること 自分のエゴだけでなく“安城市”のことを考えて参画しよう
地域への参加	地域活動に参加しよう!	
協働	互いを尊重	主権者と相互に尊重して条例と規則を遵守する
	助け合い	一人は万人のために万人は一人のために
行政サービスに伴う負担		市政の運営費用を負担しなければならない

1.3. 住民投票

住民投票	本条で細部まで位置づけ	基本条例に挿入し、市民(有権者)に市政に関心と責任を持たせる
		常設し、行政に緊張感を持続する 住民投票条例をつくらない 18才以上の住民 住民投票請求権
	結果の尊重	結果対応を明確にする 重要事項を意見。直接確認。 市民・議会・市長)の結果を尊重
実施に必要な事項		必要に応じて別に条例で定める 年令、必要投票数、投票実施の条件 住民だけでいいのか

2.0. 見直し・改正

見直しは必要!	必ず見直す
見直し検討の場は?	5年ごとに必ず改正する。その際は今回のような市民ワークショップを実施する
見直しのタイミング	条例は社会の変遷、市民のニーズを尊重して、5年以内に再審の機会をつくる
	時代の変遷社会状況に応じて見直す
	期限付き。市民の意思がなければ失効
意見の取り入れ	制度(条例)は、住民投票の結果を尊重(有権者の1/50)して改善を

ん グループ

5. 自治の基本原則

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案
参加と協働	対等の立場で！	○ 対等なパートナー <u>対等なパートナー</u>
		○ 対等な立場での協力
	市民主体	○ 住民主体 市民が主役
		1 住民自治の原則 <u>地域のことは市民の参加を得て、市民の総意に基づき、その責任において行うことが必要です</u> そのためには、市民一人ひとりが主体であること、それぞれの人権が保証され、その個性と能力が充分発揮されることが必要です <u>まちづくり(自治運営)において、最も基本となる原則と</u> 考えます
		2 参加の原則 <u>まちづくり(自治運営)は、自治体のメンバーが積極的に参加してはじめてつくることができます</u> 特に、主権者である市民は、まちづくりの当事者として、企画・立案、実施、評価の各段階で主体的に参加する必要があります 自治基本条例において、参加の原則を定めることにより、その重要性を再認識することが重要を考えます
	市民参加	3 情報共有の原則 情報のキャッチボール <u>まちづくり(自治運営)は、市民自らが考え、的確な判断を下し、行動するためには、正しい情報は欠かせません</u> 住民自治活動に参加したいという興味や意欲を喚起し、実際に参加を得るには、行政や議会が保有する情報を市民が共有する必要があります そのためには、 <u>行政や議会が市民に情報を提供することが不可欠です</u>
4 協働の原則(一緒にやる協働と一緒にやらない協働) <u>まちづくり(自治運営)は、行政、議会、市民がそれぞれの責任と役割に基づき、お互いに特性を尊重しながら協力し合うことが必要です</u> 協働は、行政や議会だけでなく、市民や市民活動団体も公共主体であるという考えであり、新しい自治の基本的な考えであり、自治基本条例の基本原則に不可欠と考えます		
地域理解の促進 / 人材育成	地域社会の確立	5 市民の自由な選択 ↓ 市民がどこかでつながっている安心感
	NPOなど市民の活動	横軸(横のつながり) ←→ 目的を共有する人達の集まり ex. NPO New これもアリ!
	町内会・自治会	縦軸(縦のつながり) ↓ 安城市の住民自治といえば町内会 元祖 町内会など現場のあり方 自治会のあり方 町内会に入りやすい 自治会の自立 町内会の自治運営能力をそだてる ・ 加入率の低下 ・ 年齢・地域の温度差 今以上に活性化しましょう
自立した自治体運営		○ 自治法に規定されている「自治責任」の原理原則が今の安城市に足りているのか? ◆ 危機感なし 平均点のような市に感じる

き グループ

1. 前文

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案
誇り・財産		● 私たちが暮らす安城市は、安城ヶ原といわれた碧海台地を、先人の英知と開拓者精神によって、明治用水が開通し農業の先進地となり、近年は農地のほ場整備と道路網等の都市基盤の充実とあいまって、製造業・流通業が発展して、毎年人口の増加が続いています。
実現したい地域社会		● 私たちは人々のたゆまぬ努力と協働の精神により発展してきたこのまちを、水とみどりが豊かで安心して暮らせるまちとして、次の世代に引き継ぐために、市民自ら力を合わせ努めていかなければなりません。
自治の理念 実現のために必要なこと		● そのためには市民一人ひとりが自由な意思で、主体的にまちづくりにかかわることが大切です。 ● 私たちは、人権を尊重し、自然環境を育み、楽しく幸せに暮らせるまちづくりを目指し、市民と市・市議会が協同して自治を推進する安城市基本条例を制定します。
誇り・財産	歴史	● ほ場整備 安城の基盤整備の源 ● 県立高校があるのはこのおかげ ● 多くの人の協力で都市基盤ができた！

2. 条例の目的

定めるべき基本的な事項	まちづくり？	● まちづくり ひっかかることば ● ハードにかたよりのあるイメージ
	その他	● 情報公開 市民参加 この2つを入れたい
目的とする地域社会の実現	身近な政府	● 町民に身近な政府として…(栗山町議会条例より) ↑ 地方政府を示している(ガバメント) 安城でも入れたい
その他	栗山町議会基本条例より	● 栗山町の例 おきかえる 町民→市民 議会→市民・議会・行政(執行機関) 議会運営→市政運営

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

4. 条例の位置づけ

最高規範性	● 最高規範 ● 最高規範ならOK! ● 多摩市ぐらいでよい	この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。
条例体系化	● 条例の理念が守られているか定期的にチェック！	
見直しのタイミング	● チェックが大事 4年くらいのサイクル ● 最大4年 2年くらいでも ● 漠然とすると市長がやる気ないとやらない	
条文の順番は？	● (条例の位置付けは、条文の)前の方に置く！ ● 見直しは(条文の)最後の方(またあとで話し合おう！)	

○…他市町村事例、これまでのあんき会から

●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

5. 自治の基本原則

原則？理念？		● 理念＝思想
参加と協働	協働しよう	● 協力し合うこと(地域でも、行政・市民でも…)
	市民参加	● 市民参加
		● 市民が自由に発言できるまち(市民参加) ● 市民が主役となり、意見を出し合い、協議しあえる機会があること。またそれを反映していくこと
情報の共有	情報公開	● 情報公開 ● 情報公開(ネットとか誰でも見やすく)
自立した自治体運営	財政自治	● 自治の基本原則 ① 市政への参画 ② 協働によるまちづくり ③ 情報の共有 ④ 財政自治の原則 ● 財政自治 将来につけを残さない
	検証	● 計画・実行を検証することによってよりよい市(まちづくり)をつくる
基本的人権を尊重したまちづくり		● 市政全体の福祉の向上
継続的・創造的なまちづくり	子ども	● 子ども ● 創造性のある子どもが育つ環境づくり
	環境というキーワード	● 環境は入れたい！ ● 農業は難しいけど環境は… ● 環境がいいというが古くからいる人からすれば、環境は悪くなっている ● どうやって基本原則へ環境を盛り込むか ● 宝塚市の例 ● 入れ方が難しいね
		● 環境、安心 → 住みやすいまちづくり
		● 環境というけど 自然環境に対する認識は少ない
		● 安城市にとっての環境は？ ● 市民一人一人の意識として…残したい ● 環境首都はここ数年のこと。この中に含めなくても… ● 憲法に環境というテーマを入れるなら(より身近な)この条例で
		● 豊かな自然環境を育むまち(水とみどり) ● 水と緑を大切にすること
		● 都市像を入れたい ● NYのセントラルパーク周辺は税金が高い。こういう価値観…
	水・緑	
	都市像	

(まちづくりの基本理念)第2条
(3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり

6. 市民の権利

参加する権利	市民参加	● 市政参加 ● 市民の権利 ① 市政に参加すること ● 市民の権利 ・活動に参加する ・知る ・学ぶ ● 協働する権利
	子ども	● 子供の権利
知る権利		● 情報公開 ● 知る権利 ● 市民の権利 ② 市政に関する情報を知ること
意見を表明・提案する権利		● 市民の権利 ④ 意見交換ができる
地方自治法で定められている権利		● 行政サービスを等しく受ける権利 ● 市民の権利 ③ 行政サービスを受けること
学ぶ権利		● 学ぶ権利

○…他市町村事例、これまでのあんき会から

●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

② グループ

2. 条例の目的

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案	
目的は大事！		目的は条例にとって核になるものでとても大切	
定めるべき 基本的な事項	自治の 原則・理念	○ まちづくり・自治の基本理念を明らかにする 自治の基本理念にのっとり... 前文の基本理念に基づいて	
	役割分担 (協働)	○ 役割分担・行政運営の原則を決める 基本原則・権利・責務 明らかに 市民・議会・行政の役割を定める 市民・行政・議会の協働	
		○ 協働のまちづくりの推進 目的 協働を第一とする 参画と協働 ルールとして確立 自治の実現	
		このようなまちを実現 みんなが幸せを感じられるまち	
		市民が主役	市民が主体のまちづくりを協働して推進する 市民による主体的なまちづくり
		住みよいまち	安全・安心な住みやすい地域社会 安全・安心の住みよいまちづくり 暮らしやすく個性豊かで活力に満ちた地域社会をめざす 豊かで潤いのあるまちづくりの実現を図る いつでもどこでも一人一人が大切にされる町づくり 子どもから高齢者に住みよいまちづくりをめざすための条例

6. 市民の権利

参加する権利	○ 参加する権利
意見を表明・提案する権利	○ 意見を表明・提案する権利
知る権利	○ 知る権利
地方自治法で定められている権利	○ 地方自治法で定められている権利
	○ 行政サービスを等しく受ける権利
基本的人権(個人として尊重)	○ 基本的人権(個人として尊重)
安全・安心な生活を営む権利	○ 安全・安心な生活を営む権利
学ぶ権利	○ 学ぶ権利

7. 市民の役割と責務

自覚～参加	○ 責任と役割の自覚
	○ 自らの発言と行動に責任
	○ 自らすべきことを考え行動する

20.見直し・改正

見直しは必要？	なくてもいいよ！	見直し規定を入れなくても良いと思う
		見直し規定を入れる必要はないと考える
		見直すなら...「別に期間を設け」判断
	見直しは必要！	不具合が発生した場合見直すことができる
		見直し条項は必要である。常に市民と伴にある条例
		チェックとしての条項を必要とする。
		チャンスを保証する
		時代と伴に流れる条例があってもよい
		一般の市民は法的には素人である。(見直しを要する)
常に社会情勢は変化するので、見直し規定は置くべきである。(4年毎に審議会を置き、検討する)		
他の項目次第？	枝しだい	
見直し検討の場は？	審議会チェックor見直し規定	
	審議会のありように規定設定を要する	
見直しのタイミング	○ ④年以内ごとに (エックス)	
	○ 社会の変化に対応して	
	○ 必要があるときには	
	市民のニーズに対応するために5年ごと見直す	